

事務連絡
令和2年4月8日

各都道府県薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課

採血業の継続及び献血血液の安定的な確保のための
対応について（依頼）

献血の推進につきましては、平素より格別の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、令和2年4月7日、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づき、緊急事態宣言が行われたところです。

現時点では、血液製剤の安定供給に支障は生じておりませんが、今後、この宣言を受けた外出の自粛等の影響により、献血者が減少することが想定され、有効期限が短い血小板製剤や赤血球製剤について、医療機関への供給に支障を来す可能性があります。

血液は長期保存ができないことから、現在、日本赤十字社では、日々安定的に献血血液を確保するための対策を実施しています。つきましては、貴課におかれましても、各都道府県赤十字血液センターと連携を図り、地域の実情を踏まえ、下記についてご協力いただきますよう、お願いいたします。

なお、日本赤十字社では、献血の受入に当たり、業務に従事する職員の体温測定を行うなど健康管理の徹底、献血予約の推進、献血会場の来所者に体温測定や手指消毒を依頼するなど、感染防止対策を講じていることを申し添えます。

記

献血は医療体制の維持に不可欠なものであることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和2年4月7日改正）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）の別添「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」の医療関係者には、「献血を実施する採血業」が含まれて

いることについて、貴管下市町村及び関係団体等に周知するとともに、献血会場の確保等、献血への協力を依頼すること。

【照会先】

厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課
電話：03-5253-1111（内線 2908）